

石見神楽伝承方法提案業務委託仕様書

1 業務名称

石見神楽伝承方法提案業務委託

2 業務の目的

石見神楽は、日本遺産にも認定されている本市が誇る伝統芸能であり、市内には 50 以上の神楽団体がある。また、本市は石見神楽和紙面、石見神楽衣裳、石見神楽蛇胴などの神楽産業を生み出した「石見神楽の本場」でもあり、令和 5 年度施政方針において、国内外への情報発信拠点として、「(仮称)石見神楽伝承館」の設置検討を表明している。

しかしながら、少子高齢化等に伴い、神楽の担い手や神楽産業従事者の高齢化による後継者問題、情報発信の内容や方法など、石見神楽の保存・伝承に向けた課題は多い。

これらの課題に対応するため、石見神楽伝承内容検討専門委員会(以下「専門委員会」という。)を立ち上げ、石見神楽、神楽団体、神楽関連産業等の保存・伝承に向けて、行政と民間がそれぞれどのような取組を進めるべきかや、行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討してもらい、提言書として市に提出してもらおうこととしている。

本業務においては、これらの点に十分留意しながら、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等を提案することとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで

4 業務に要する費用(事業費限度額)

5,813,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

5 業務内容

(1) 基礎的な資料の収集及び整理分析

- ・他自治体における伝統芸能の保存・伝承に係る取組や情報発信方法等の調査・分析

(2) 専門委員会の運営支援

専門委員会は、合計 14 名の委員(学識経験者、神楽団体代表者、神楽関連産業従事者、学校教育関係者等)で構成予定としており、概ね月 1 回のペースで計 6 回開催予定。第 1 回専門委員会は、本業務委託前の令和 6 年 5 月 24 日(金)18 時 30 分から浜田市立中央図書館で開催予定のため、運営支援については第 2 回以降の計 5 回を想定。

・資料作成

各回の詳細な議事次第に基づき、当日のプレゼン資料や参加者への配布資料などを作成する。

・会議の実施・運営

専門委員会に同席し、必要に応じて資料の補足説明や運営補助（記録等）を行う。

(3) 石見神楽伝承方法の提案

専門委員会での提言内容を具現化するための仕組みや方法等を提案する。

(4) 報告書の取りまとめ

上記(1)～(3)について、報告書として取りまとめる。

(5) 打ち合わせ協議

業務を円滑に遂行するために、打ち合わせ協議を行う。打ち合わせは、必要に応じて Web 等を活用して適宜実施する。

6 資料等の貸与

当該業務を実施するにあたり、本市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随時貸与する。

7 成果品の提出

「5 業務内容」の成果を報告書として取りまとめ、次の形式により市に提出する。提出時には、市の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

○紙媒体 2部

○電子媒体 電子媒体一式

○提出先 浜田市教育委員会文化振興課神楽文化伝承室神楽文化伝承係

8 その他

(1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

(2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。

(4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。

(5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。

(6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。